

新潟県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第34号

新潟県調理師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p>第7条 <u>試験（法第3条の2に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験事務を行うものを除く。）</u>を受けようとする者は、別記第4号様式による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、<u>第1項</u>の受験願書を受理したときは、受験票を交付する。</p> <p>4 <u>指定試験機関が試験事務を行う試験を受けようとする者は、指定試験機関の定めるところにより、受験を申し込まなければならない。</u></p> <p>(不正受験)</p> <p>第8条 受験者が、試験に関して不正な行為を行ったときは、知事<u>又は指定試験機関</u>は、その者の受験を停止し、又はその受験を無効とすることができる。</p> <p>(合格通知書及び合格の取消し)</p> <p>第9条 知事<u>又は指定試験機関</u>は、試験に合格した者に合格通知書を交付する。</p> <p>2 合格通知書交付後、試験に関して不正の事実が確認されたときは、知事<u>又は指定試験機関</u>は、その合格を取り消し、合格通知書を返還させるものとする。</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第7条 試験を受けようとする者は、別記第4号様式による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、<u>前項</u>の受験願書を受理したときは、受験票を交付する。</p> <p>(不正受験)</p> <p>第8条 受験者が、試験に関して不正な行為を行ったときは、知事は、その者の受験を停止し、又はその受験を無効とすることができる。</p> <p>(合格通知書及び合格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、試験に合格した者に合格通知書を交付する。</p> <p>2 合格通知書交付後、試験に関して不正の事実が確認されたときは、知事は、その合格を取り消し、合格通知書を返還させるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。